

国家公務員給与の実態

～ 令和6年国家公務員給与等実態調査の結果概要 ～

令和6年8月

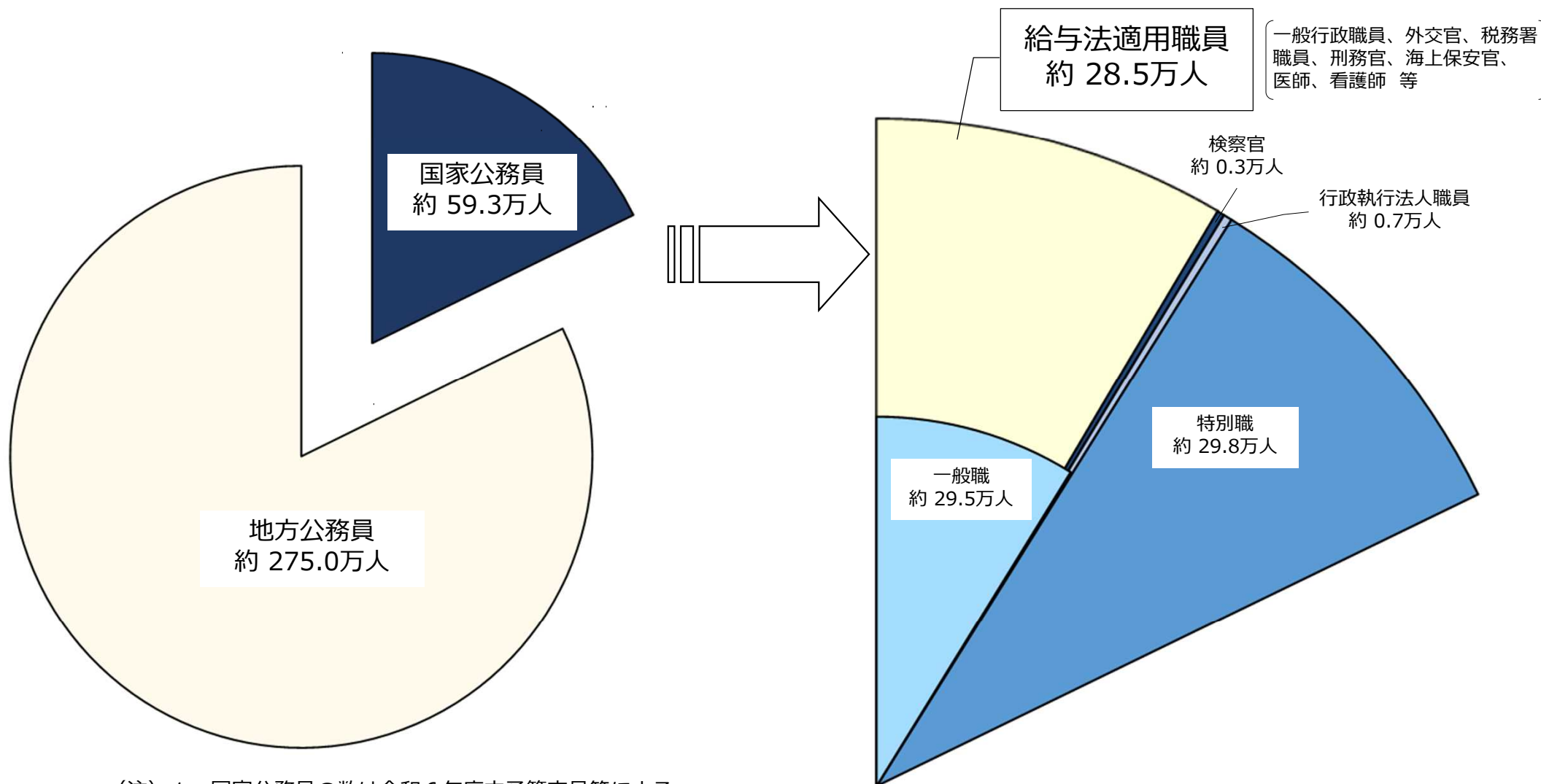
人 事 院

目次

▶ 公務員の種類と給与勧告の対象職員	1
▶ 適用俸給表別人員、平均年齢及び構成比	2
▶ 適用俸給表別平均俸給額及び平均給与月額	3
▶ 行政職俸給表(一)の性別人員及び構成比	4
▶ 行政職俸給表(一)の最終学歴別人員構成比	5
▶ 行政職俸給表(一)の組織区分別平均給与月額、人員及び平均年齢	6
▶ 行政職俸給表(一)の級別人員及び構成比	7
▶ 全職員及び行政職俸給表(一)の給与種目別平均給与月額及び構成比	8
▶ 手当別受給者数及び受給者平均手当月額	9
▶ 定年の段階的な引上げに伴う任用の類型別人員	10

公務員の種類と給与勧告の対象職員

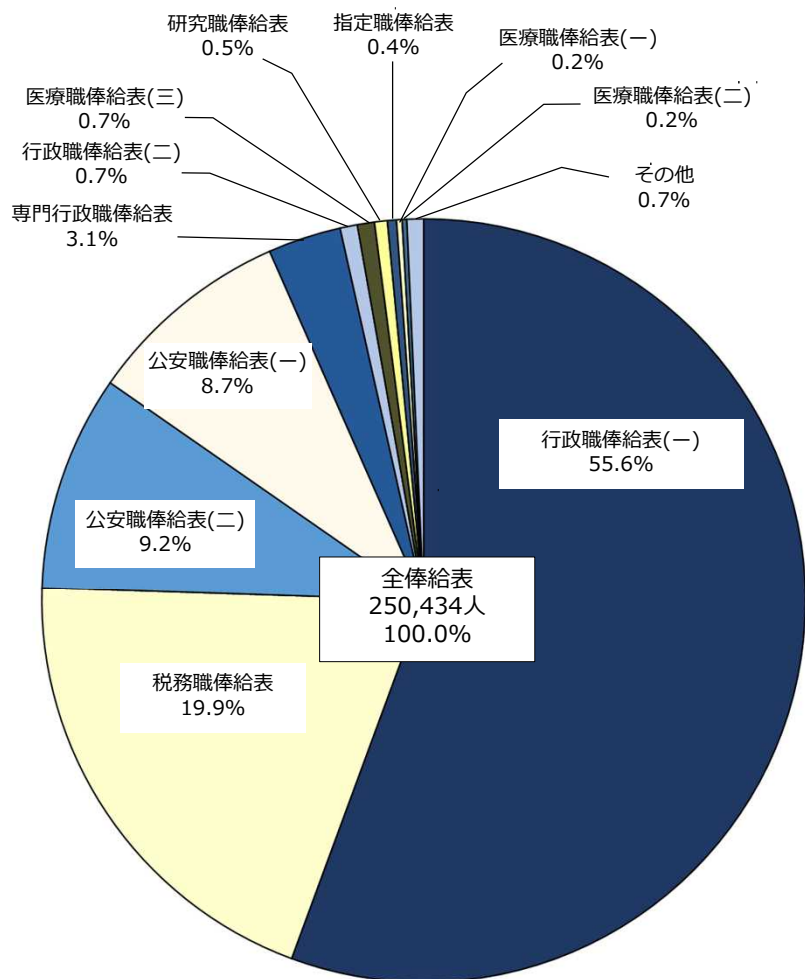
公務員には、国家公務員約59.3万人と地方公務員約275.0万人がいます。そのうち、人事院の給与勧告の対象となるのは、「一般職の職員の給与に関する法律（給与法）」の適用を受ける一般職の国家公務員約28.5万人です。



- (注) 1 国家公務員の数 は令和6年度末予算定員等による。
2 地方公務員の数 は総務省「令和5年地方公務員給与実態調査」に基づいて推計したものである。

適用俸給表別人員、平均年齢及び構成比

令和6年4月1日現在の全俸給表の適用人員（新規採用者等を除く。）は250,434人で、平均年齢は42.0歳となっています。このうち、一般行政事務を行っている職員に適用される行政職俸給表(一)は、適用人員が139,298人（55.6%）となっています。



俸給表	区分	職員の例	適用人員(人)	平均年齢(歳)
全俸給表			250,434	42.0
行政職俸給表(一)		一般行政職員	139,298	42.1
行政職俸給表(二)		守衛、用務員、自動車運転手	1,829	51.2
専門行政職俸給表		航空管制官、特許庁の審査官	7,755	42.7
税務職俸給表		税務署職員	49,806	41.4
公安職俸給表(一)		皇宮護衛官、刑務官、入国警備官	21,838	41.8
公安職俸給表(二)		海上保安官	22,934	40.0
海事職俸給表(一)		船長、機関長、航海士	204	41.9
海事職俸給表(二)		甲板長、機関員	359	40.9
教育職俸給表(一)		大学に準ずる学校（気象大学校等）の教授、准教授	98	45.7
教育職俸給表(二)		国立障害者リハビリテーションセンターの教官	67	49.3
研究職俸給表		研究員	1,348	46.8
医療職俸給表(一)		医師、歯科医師	582	53.9
医療職俸給表(二)		薬剤師、栄養士	497	46.9
医療職俸給表(三)		保健師、看護師	1,819	48.1
福祉職俸給表		障害者支援施設の生活支援員、介護員	240	44.1
専門スタッフ職俸給表		政策情報分析官、国際総合研究官	154	56.2
指定職俸給表		事務次官、本府省局長、審議官	967	57.0
特定任期付職員俸給表		高度の専門的業務を行う任期付職員	476	44.1
第一号任期付研究員俸給表		招へい型任期付研究員	78	44.1
第二号任期付研究員俸給表		若手育成型任期付研究員	85	35.7

- (注) 1 本資料は、「令和6年国家公務員給与等実態調査」により作成している（以下3～10ページの各資料において同じ。）。
- 2 構成比は、それぞれ小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある（以下4～9ページの各資料において同じ。）。
- 3 定年が段階的に引き上げられることに伴い、給与法附則第8項により俸給月額が決定される職員を除いた数値である（以下3～9ページの各資料において同じ。）。

適用俸給表別平均俸給額及び平均給与月額

主な俸給表が適用される職員の平均俸給額及び平均給与月額は、以下のとおりです（令和6年4月現在）。

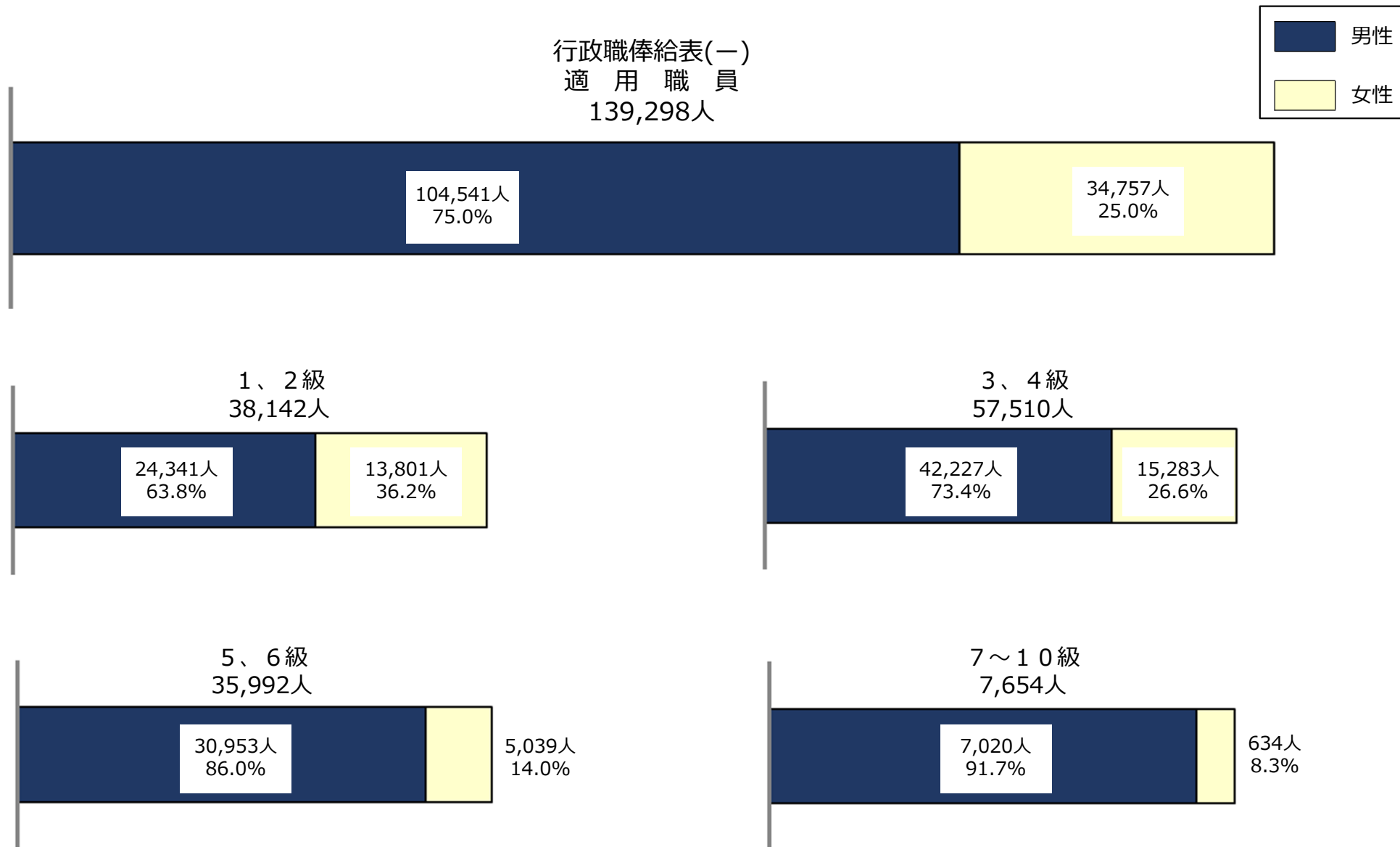
俸給表	平均俸給額	平均給与月額
全俸給表	336,041円	414,801円
行政職俸給表(一)	323,823円	405,378円
行政職俸給表(二)	288,144円	330,553円
専門行政職俸給表	354,332円	450,499円
税務職俸給表	353,051円	429,500円
公安職俸給表(一)	328,209円	388,322円
公安職俸給表(二)	342,677円	413,124円
研究職俸給表	408,682円	564,510円
医療職俸給表(一)	515,073円	845,153円
医療職俸給表(二)	318,618円	362,560円
医療職俸給表(三)	325,124円	365,921円
専門スタッフ職俸給表	497,423円	609,589円
指定職俸給表	861,746円	1,033,216円

(注) 1 「平均俸給額」には、俸給の調整額を含む。

2 「平均給与月額」は、俸給及び諸手当（所定外給与である超過勤務手当等及び実費弁償的な性格の通勤手当等の手当を除く。）の合計額である（以下6ページ及び8ページの各資料において同じ。）。

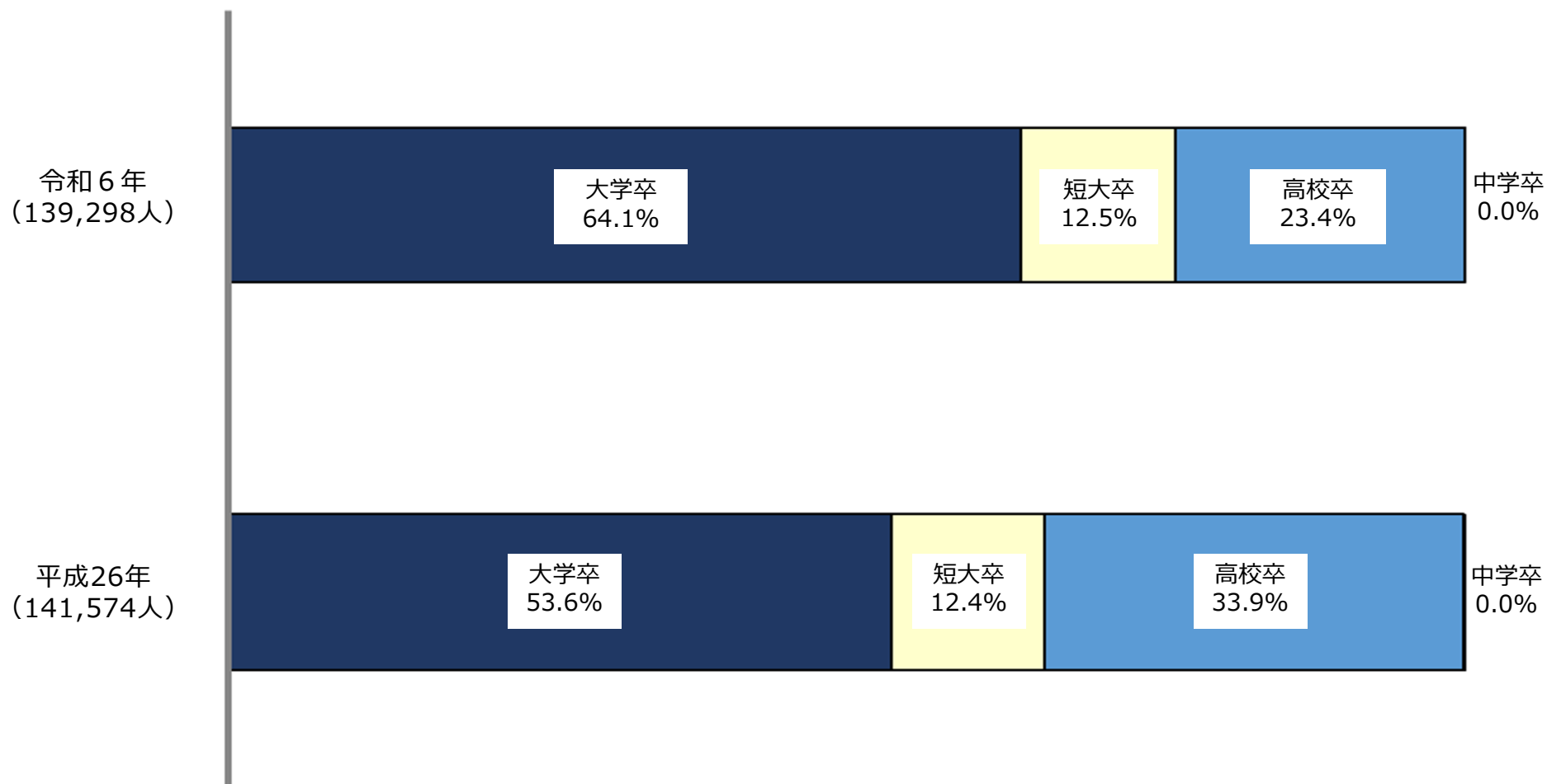
行政職俸給表(一)の性別人員及び構成比

行政職俸給表(一)の性別の人員構成比は、男性が75.0%、女性が25.0%となっています（令和6年4月現在）。



行政職俸給表(一)の最終学歴別人員構成比

行政職俸給表(一)が適用される職員最終学歴別の人員構成比は、大学卒が64.1%（うち大学院修了8.5%）、短大卒が12.5%、高校卒が23.4%となっており、大学卒の割合は、10年前から10.5ポイント上昇しています（令和6年4月現在）。



(注) 大学卒には修士課程及び博士課程修了者を、短大卒には高等専門学校卒業者を含む。

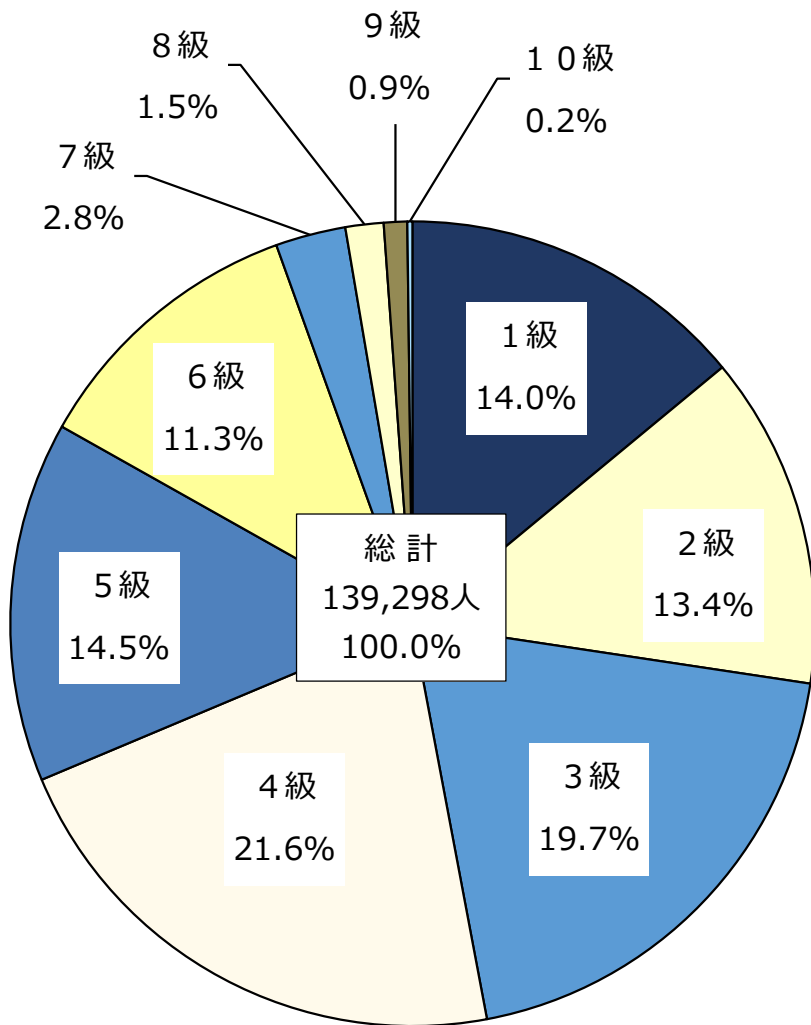
行政職俸給表(一)の組織区分別平均給与月額、人員及び平均年齢

行政職俸給表(一)が適用される職員の組織区分別の平均給与月額、人員及び平均年齢は、以下のとおりです（令和6年4月現在）。

組織区分 区分	本府省	管区機関 〔地方整備局、 地方農政局等〕	府県単位機関 〔地方法務局、 都道府県労働 局等〕	その他の 地方支分部局 〔管区機関、 府県単位機関 以外〕	施設等機関等 〔研修所等〕
平均給与月額	450,021円	406,722円	388,130円	377,068円	351,741円
人員 (構成比)	39,436人 (28.3%)	32,164人 (23.1%)	20,316人 (14.6%)	42,960人 (30.8%)	4,422人 (3.2%)
平均年齢	40.3歳	44.0歳	43.6歳	42.1歳	38.1歳

行政職俸給表(一)の級別人員及び構成比

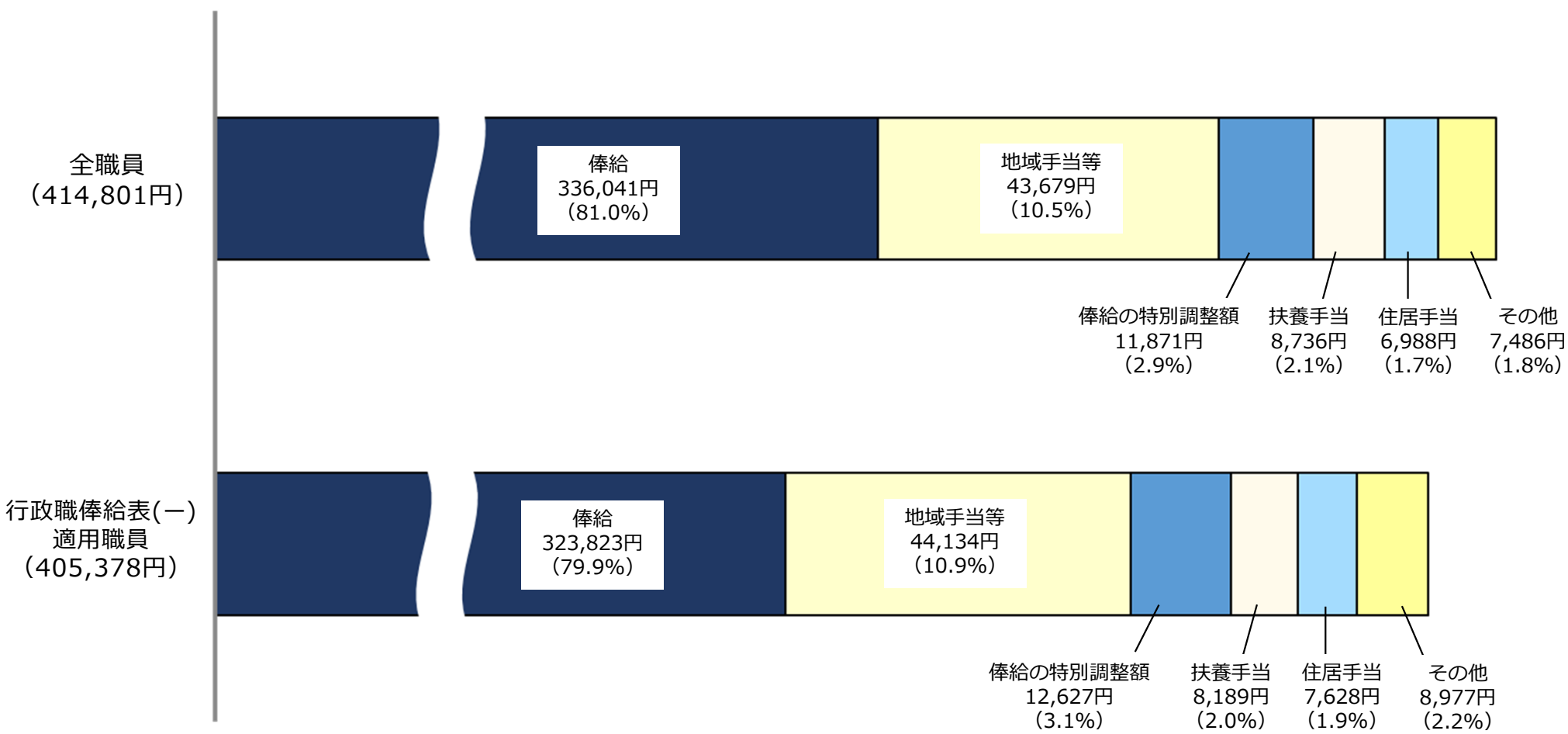
行政職俸給表(一)が適用される職員の級別の人員及び構成比は、以下のとおりです（令和6年4月現在）。



職務の級	機関等		人員
	本府省	府県単位機関	
10級	課長		283人
9級			1,317人
8級	室長	機関の長	2,131人
7級			3,923人
6級	課長補佐	課長	15,804人
5級			20,188人
4級	係長	課長補佐	30,129人
3級		係長	27,381人
2級	係員	係員	18,646人
1級			19,496人
総計			139,298人

全職員及び行政職俸給表(一)の給与種目別平均給与月額及び構成比

全職員の平均給与月額は414,801円で、令和5年の平均給与月額に比べて2,054円増加しています。
 また、民間給与との比較の対象となる行政職俸給表(一)が適用される職員の平均給与月額は405,378円で、令和5年の平均給与月額に比べて1,363円増加しています（令和6年4月現在）。



(注) 1 俸給には、俸給の調整額を含む。
 2 地域手当等には、異動保障による地域手当及び広域異動手当を含む。
 3 その他は、本府省業務調整手当、単身赴任手当(基礎額)、寒冷地手当、特地勤務手当等である。

手当別受給者数及び受給者平均手当月額

手当別の受給者数及び受給者平均手当月額は、以下のとおりです（令和6年4月現在）。

全職員：250,434人

手 当	区 分	受給者数（人）	受給者平均 手当月額（円）
地域手当		205,322	50,009
扶養手当		109,051	20,061
住居手当		67,853	25,793
俸給の特別調整額 （いわゆる管理職手当）		42,624	69,746
本府省業務調整手当		40,252	23,713
広域異動手当		33,427	20,060
寒冷地手当		24,689	6,559
単身赴任手当		17,458	46,772
特地勤務手当（準特地勤務手当を含む） （いわゆるへき地手当）		2,662	44,977
初任給調整手当 （医師等の人材確保のための手当）		760	151,451
通勤手当		201,195	14,485

（注）寒冷地手当の受給者平均手当月額は、支給期間（11月～3月）における受給総額を12月で除した一月当たりの額である。

定年の段階的な引上げに伴う任用の類型別人員

定年の段階的な引上げに伴う任用の類型別人員は、以下のとおりです（令和6年4月1日現在）。

(人)

俸給表	管理監督職 勤務上限年齢に 伴う降任等	勤務延長型 特例任用	異動可能型 特例任用	左記以外の任用
全俸給表	1,334	434	916	2,271
行政職俸給表(一)	1,066	91	104	1,185
行政職俸給表(二)	14	0	0	112
専門行政職俸給表	75	0	0	35
税務職俸給表	17	280	704	368
公安職俸給表(一)	34	0	17	260
公安職俸給表(二)	93	35	91	223
海事職俸給表(一)	1	1	0	1
海事職俸給表(二)	0	0	0	3
教育職俸給表(一)	1	0	0	0
教育職俸給表(二)	0	0	0	1
研究職俸給表	25	1	0	2
医療職俸給表(一)	0	0	0	0
医療職俸給表(二)	0	0	0	10
医療職俸給表(三)	1	0	0	41
福祉職俸給表	0	0	0	3
専門スタッフ職俸給表	7	0	0	27
指定職俸給表	0	26	0	0

- (注) 1 令和5年3月31日以前からの勤務延長者、特例定年が適用される職員、定年に関する規定が適用されない職員、暫定再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員を除く。
- 2 管理監督職勤務上限年齢に伴う降任等は、管理監督職に就いている職員を、管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から最初の4月1日までの期間に、管理監督職以外の官職等への降任又は降給を伴う転任をさせる任用等を表す。
- 3 勤務延長型特例任用は、職務遂行上の事情や職務の特殊性から管理監督職に引き続き就かせる任用を表す。
- 4 異動可能型特例任用は、年齢別人員構成等の事情から欠員が生じる複数の管理監督職に降任又は転任させる任用を表す。
- 5 左記以外の任用は、非管理監督職から非管理監督職への異動による任用等を表す。